

○四日市市建築基準法施行細則

昭和 5 3 年 1 月 2 3 日

規則第 6 号

(建築物の定期報告)

第 3 条 省令第 5 条第 1 項の規定による報告の時期は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。ただし、災害、疫病その他やむを得ない理由により報告することが困難である場合は、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当する建築物 平成 2 8 年を始期として隔年の 6 月 1 日から 9 月 3 0 日まで

ア 政令第 1 6 条第 1 項第 1 号（劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物に限る。）及び第 2 号で定める建築物

イ 政令第 1 6 条第 1 項第 3 号（法別表第 1（い）欄（4）項に掲げる用途に供する建築物に限る。）で定める建築物

(2) 次のいずれかに該当する建築物 平成 2 9 年を始期として隔年の 6 月 1 日から 9 月 3 0 日まで

ア 政令第 1 6 条第 1 項第 1 号（観覧場（屋外観覧場は除く。）、公会堂又は集会場の用途に供する建築物に限る。）で定める建築物

イ 政令第 1 6 条第 1 項第 3 号（法別表第 1（い）欄（2）項に掲げる用途に供する建築物に限る。）で定める建築物

ウ 政令第 1 6 条第 1 項第 4 号で定める建築物

2 省令第 5 条第 2 項の規定に基づく平成 2 0 年国土交通省告示第 2 8 2 号第 2 の規定に基づき、同告示第 1 第 1 項第 1 号に規定する建築物の定期調査に規則で付加する項目、方法及び結果の判定基準は、次の表の（ア）欄に掲げる項目に応じ、同表（イ）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（ウ）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

	（ア）調査項目		（イ）調査方法	（ウ）判定基準
建築物の 内部	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するも	常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認す	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支

	のに限る。以下この表において同じ。)又は戸(令第112条第19項第2号に掲げる戸に限る。以下この表において同じ。)	限る。以下「常閉防火扉」という。)の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	る。	障があること。
		常閉防火扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		常閉防火扉の扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能(令第112条第19項第2号に規定する特定防火設備等に限る。)に支障があること。
		常閉防火扉の固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。

		人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。	昭和48年建設省告示第2563号第1第1号の規定に適合しないこと。
	居室の換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
避難施設等	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。

	非常用の照明装置（予備電源を照明器具に内蔵したものに限る。以下この表において同じ。）	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。
		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

- 3 省令第5条第3項の規定による調査結果表に添付する配置図及び各階平面図は、防火及び避難の概要を明示したものとする。
- 4 省令第5条第4項の規定による規則で定める書類は、付近見取図とする。
- 5 法第12条第1項の規定による報告書は、報告の日の3箇月以内に調査し、作成したものでなければならない。

（建築設備等の定期報告）

第4条 法第12条第3項の規定により指定する特定建築設備等は、政令第16条第1項各号で定める建築物に設置された建築設備（昇降機を除く。）で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法第35条又は法第36条の規定により設けた排煙設備（排煙機又は送風機を設けたものに限る。）
- (2) 法第35条の規定により設けた非常用の照明装置（予備電源を照明器具に内蔵したものを除く。）

2 省令第6条第1項の規定による報告の時期は、毎年（省令第6条第1項の規定により国土交通大臣が定める検査の項目については、3年ごと）、次の各号に掲げる建築設備等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。ただし、災害、疫病その他やむを得ない理由により報告することが困難である場合は、この限りでない。

- (1) 政令第16条第3項第1号で定める昇降機 前回の報告をした日（前回の報告が報告すべき期日までに行われなかった場合は、その期日）の属する月に相当する月の末日（当該昇降機の設置後、初回の報告にあつては、当該昇降機の設置者が法第7条第5項又は法第7条の2第5項（法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日（検査済証の交付を受けな

い場合にあっては、その設置の完了した日）の属する月の翌年のこれに相当する月の末日）まで

(2) 政令第16条第3項第2号で定める防火設備 該当年の6月1日から9月30日まで

(3) 前項に定める建築設備 該当年の6月1日から9月30日まで

3 省令第6条第4項の規定により規則で定める書類は、各階平面図とし、建築設備の位置を明示したものとする。ただし、前項第1号については、この限りでない。

(工作物の定期報告)

第4条の2 政令第138条の3で定める昇降機等における省令第6条の2の2第1項の規定による報告の時期は、前回の報告をした日（前回の報告が報告すべき期日までに行われなかった場合は、その期日）の属する月に相当する月の末日（当該昇降機等の築造後、初回の報告にあっては、当該昇降機等の築造主が法第7条第5項又は法第7条の2第5項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日（検査済証の交付を受けない場合にあっては、その築造の完了した日）の属する月の翌年のこれに相当する月の末日）とする。

(定期報告に関する書類の保存期間)

第4条の3 省令第6条の3第5項第2号の規定により市長が定める同条第2項第7号から第9号までの書類の保存期間は、報告の日の属する年度の翌年度4月1日から起算して5年間とする。

附 則（令和7年3月31日規則第65号）

(施行期日)

1 この規則は令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規則は令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第974号）による改正前の建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）の規定による調査結果表（別記第1号）により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定より行われた調査については、なお従前の例による。